

米国におけるアンバンドル・ルールの変遷 と通信市場へのインパクト分析

2009年6月
総務省情報通信政策研究所
海野 敦史

(a.umino@soumu.go.jp)

本研究の目的

1 1996年通信法以降の米国アンバンドル・ルール(料金制度等は除く)の変遷を整理

→4つの時期(第一次ルール～第四次ルール)に大別しつつ整理

2 ルールの変遷に関する政策の影響等に対する米国政府の主な評価について概観

→NTIA、GAO、司法省の政策評価に依拠

3 ルールの変遷が通信市場(地域通信市場、ブロードバンド市場)に与えたインパクトの全体像について概観

→全体像の定性的分析、仮説の提示

* アンバンドル・ルール単体のインパクトの検証は本研究では実施しない。

第一次アンバンドル・ルール(1996年8月公表)

- 1 ILECに対するネットワーク構成要素の開放義務(法251条(c)(3))
- 2 アクセス基準(必要性基準、競争阻害性基準)の設定(法251条(d)(2))
- 3 加入者回線、市内回線交換機能、局間中継伝送設備、運用支援システム等をUNE化
- 4 UNE料金算出体系としてTELRIC(全要素長期増分費用)を採用

第一次ルールに対する連邦最高裁判決(1999年1月)

1 地域通信市場の開放措置に係るFCCの権限を認め、ルールの原則・理念は支持。

2 UNE料金算出に用いるTELRICについても支持。

3 必要性基準、競争障害性基準を検証し、具体的なUNEを再検討するようFCCに命令。

4 1996年通信法がFCCに対して不可欠設備理論の適用を求めているか否かは判断せず。

第二次アンバンドル・ルール(1999年11月公表)

1 ダークファイバ(加入者回線、局間中継伝送設備とも)、サブグループを新たにUNE化

2 市内回線交換機能(*)は、競争が進展している市場においてのみ非UNE化

* 50大都市のうち、人口密度の高い地域で4社以上の企業エンドユーザが使用している交換機能であって、ILECが高度拡張ループを提供している場合には非UNE化。

3 ラインシェアリングを新たに義務づけ

4 3年ごとのUNE関連ルールの見直しを義務づけ

FCCのブロードバンド政策(2001年10月公表)

- 1 ブロードバンドの全国的普及 (universal availability) の促進
- 2 ブロードバンド・サービスに関する規制を必要最小限化
- 3 多様なブロードバンド・プラットフォーム (DSL、CATV、無線、衛星等) の確保
- 4 ユニバーサル・サービスの目的の適切な確保
- 5 ブロードバンドのサービス分類論争に依拠しない適切なブロードバンド規制枠組みの構築

第二次ルールに対する連邦控訴裁判決（USTA I 2002年5月）

1 競争阻害性基準の検討が不十分→市場ごとにより詳細（granular）な分析を行う必要性

*「全米統一的な規則」の採択は過ちであるとされた。

2 アンバンドルのコストに関する評価が不適切→ILECの投資インセンティブ等を考慮する必要性

3 ラインシェアリング裁定を差戻し→ブロードバンドの関連市場（CATV等）の動向を加味する必要性

第三次アンバンドル・ルール(2003年8月公表)

- 1 銅線ループ、サブループは引き続きUNE化。UNE-P(高度拡張リンクを含む)の取扱いも継続。
- 2 マス市場におけるブロードバンド・サービスに係る機能等の大半(新規敷設のFTTH等)を非UNE化
- 3 ビジネス市場向け市内回線交換機能を原則として非UNE化。
- 4 ラインシェアリング義務を段階的に廃止。
- 5 UNE料金算出体系としてTELRIC(全要素長期増分費用)を再確認。
- 6 PUC(州公益事業委員会)に具体的なUNEの決定(競争阻害性の判断)を委任。

第三次ルールに対する連邦控訴裁判決（USTA II 2004年3月）

- 1 ラインシェアリング義務の段階的廃止を支持。
- 2 マス市場のブロードバンド・サービスに係る機能等の大半の非UNE化を支持。
- 3 PUC(州公益事業委員会)に具体的なUNEの決定を委任したことを批判。
- 4 マス市場向け市内回線交換機能の競争阻害性判断を批判。
- 5 ダークファイバ等の局間中継伝送設備の競争阻害性判断を批判。

第四次アンバンドル・ルール(2005年2月公表)

- 1 銅線ループ等は引き続きUNE化。
- 2 マス市場向け市内回線交換機能を段階的に非UNE化。
- 3 UNE-Pについても段階的に非UNE化。
- 4 ダークファイバ・ループを段階的に非UNE化。
- 5 局間中継伝送設備(ダークファイバ伝送路等)を一定の条件の下に非UNE化。
- 6 携帯電話事業者及び長距離通信事業者をUNEの対象から除外。

第四次ルール以降の規制緩和等

1 請願ベースの規制の差し控えによる個別の規制緩和。

2 ブロードバンド・サービスの「情報サービス」への分類による規制緩和

3 ブロードバンドに関する戦略計画・政策声明書の策定・採択。

4 2006年6月の連邦控訴裁判決→第四次ルールを支持し、RBOC・CLECの主張を却下。

アンバンドル・ルールのインパクトに関する政策評価

ブロードバンド政策に対する評価として、NTIA及び司法省が肯定的に評価

【NTIA(2008年1月)】

ブロードバンドの普及、料金の低下、ネットワークへの投資促進、市場への新規参入の促進等の面で効果を発揮。

【司法省(2008年11月)】

トリプル・プレーの拡大、料金の低下等で効果を発揮。

GAOはブロードバンドの普及は評価しつつも、マイナスの側面を指摘。

一部地域での普及の遅れ、CLECの投資インセンティブの低下。

アンバンドル・ルール地域通信市場へのインパクト

1 第三次～第四次ルール以前はUNEによるサービス競争が進展、同ルール以後は減退。

←①CLECの回線数は2005年6月をピークに減少傾向。

②CLECの回線数に占めるUNE回線数の割合は2003年12月をピークに低下傾向。

2 第一次・第二次ルール下では、通信事業者の投資インセンティブが阻害。第三次ルール以降はインターモダル競争による設備競争の進展により、同軸ケーブルに係る設備投資等が増加。

←①2000～2003年にかけて、通信事業者の設備投資額は減少。

②2003年以降、通信事業者の設備投資額は増加傾向。CATV事業者の投資額増加。

3 第三次ルール以降、UNEベースのCLECの一部が再販ベースに切替え。一部が市場退出。

←2003年と2006年を比較すると、CLECの回線数はほぼ一致しているにもかかわらず、
(ア)UNE回線比率は19.4%ポイント低下(←ループ平均料金は約1ドル上昇)。

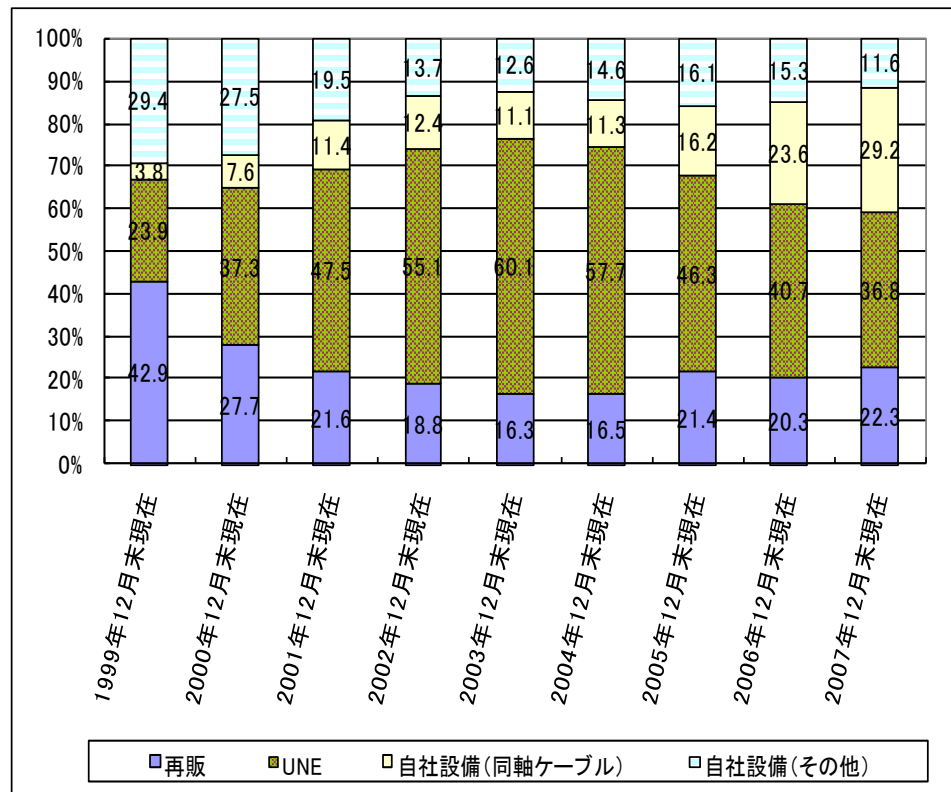
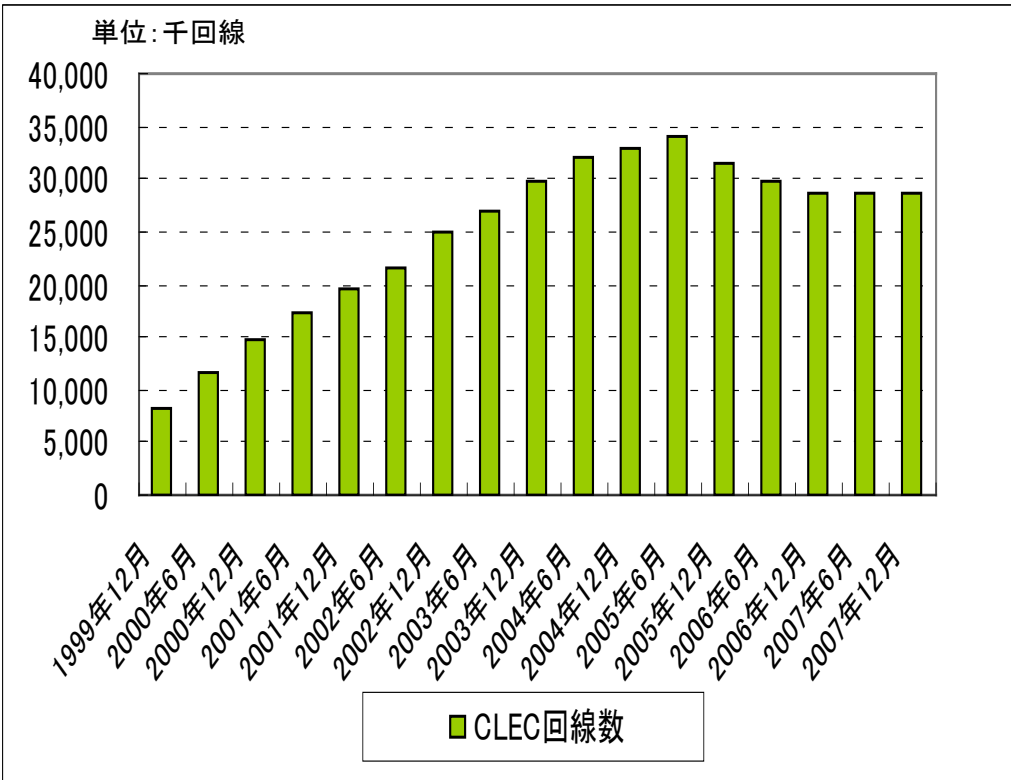
(イ)再販回線比率は4%ポイント上昇、自前設備回線比率(除同軸ケーブル)は2.7%ポイント上昇。

地域通信市場へのインパクト分析1

- ・第三次～第四次ルール以前はUNEによるサービス競争が進展、同ルール以後は減退。
- ・第三次ルール以降、UNEベースのCLECの一部が再販ベースに切替え。一部が市場退出。

米国CLECの回線数の推移

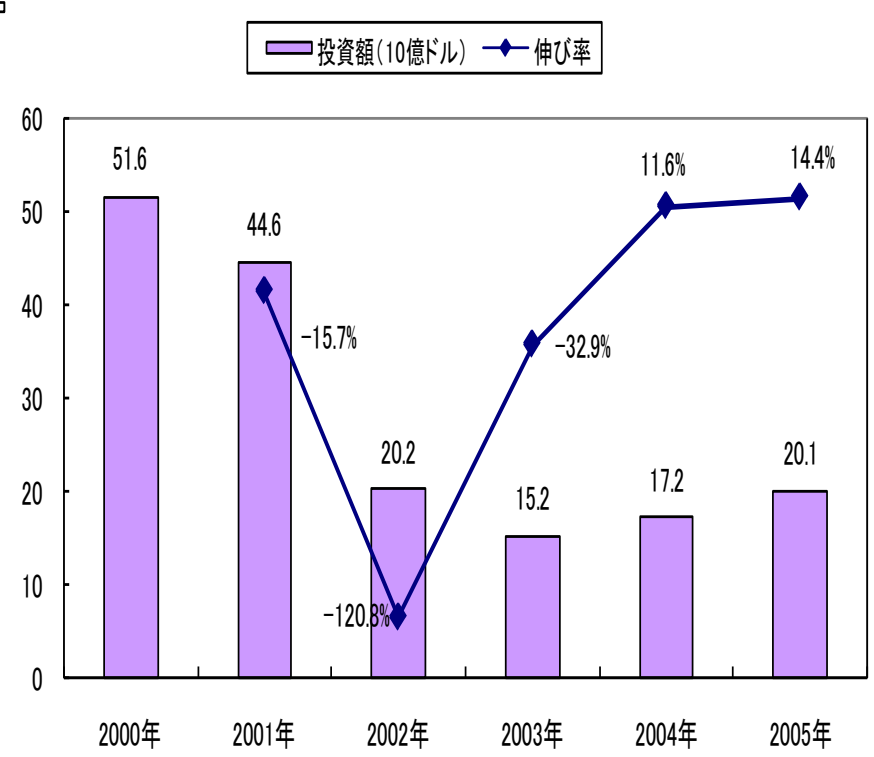
米国CLECの回線の種別シェアの推移



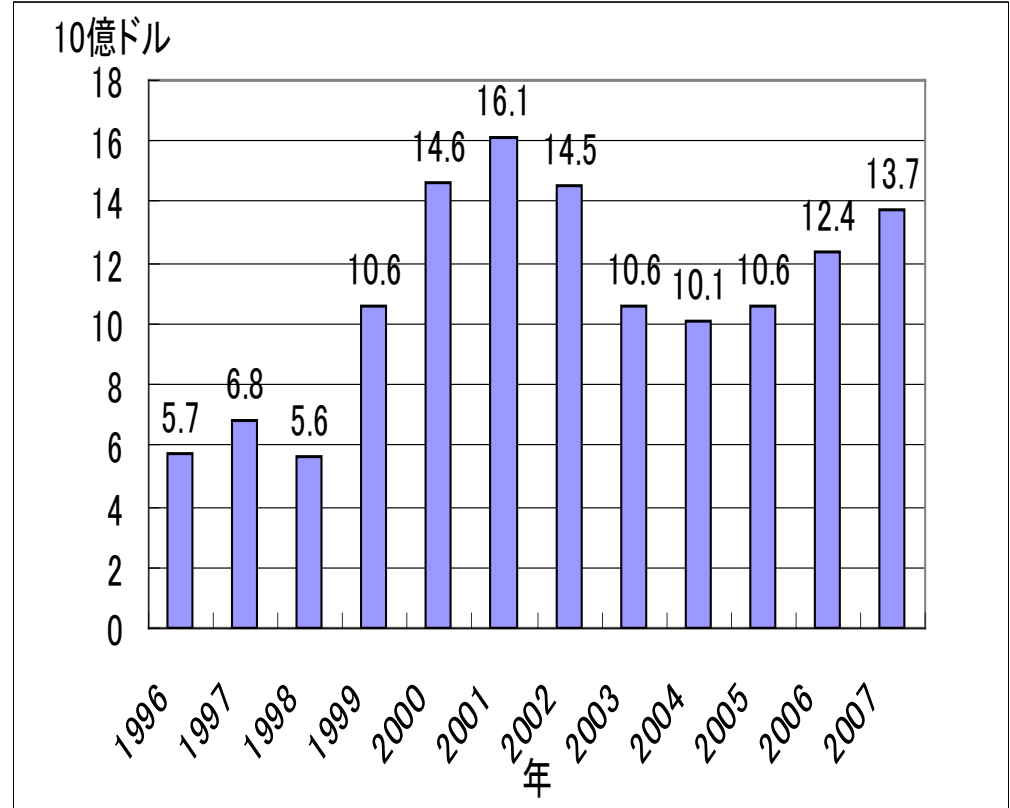
地域通信市場へのインパクト分析2

・第一次・第二次ルール下では、通信事業者の投資インセンティブが阻害。第三次ルール以降はインターモダル競争による設備競争の進展により、同軸ケーブルに係る設備投資等が増加。

米国通信事業者の設備投資額の推移



米国CATV事業者による設備投資額の推移



アンバンドル・ルールのプロードバンド市場へのインパクト

1 第三次ルール以降、ブロードバンド・サービスは急速に普及・拡大。

- ←①2003年12月以降、ブロードバンド加入者数、ブロードバンド接続事業者数は急増。
- ②2005年9月以降、光ファイバ・サービス加入世帯数も大きく増加。

2 第三次ルール以降、光ファイバ網への投資が拡大し、バンドル型サービスの提供が拡大。

- ←①AT&T(旧SBC)の「Project Lightspeed」、Verizonの光ファイバ網投資計画等の公表(2004年10月)。
- ②AT&Tの「U-Verse」、Verizonの「FiOS」等のトリプル・プレーの拡大。

3 第三次ルール以降、CLECの事業者数が増加。

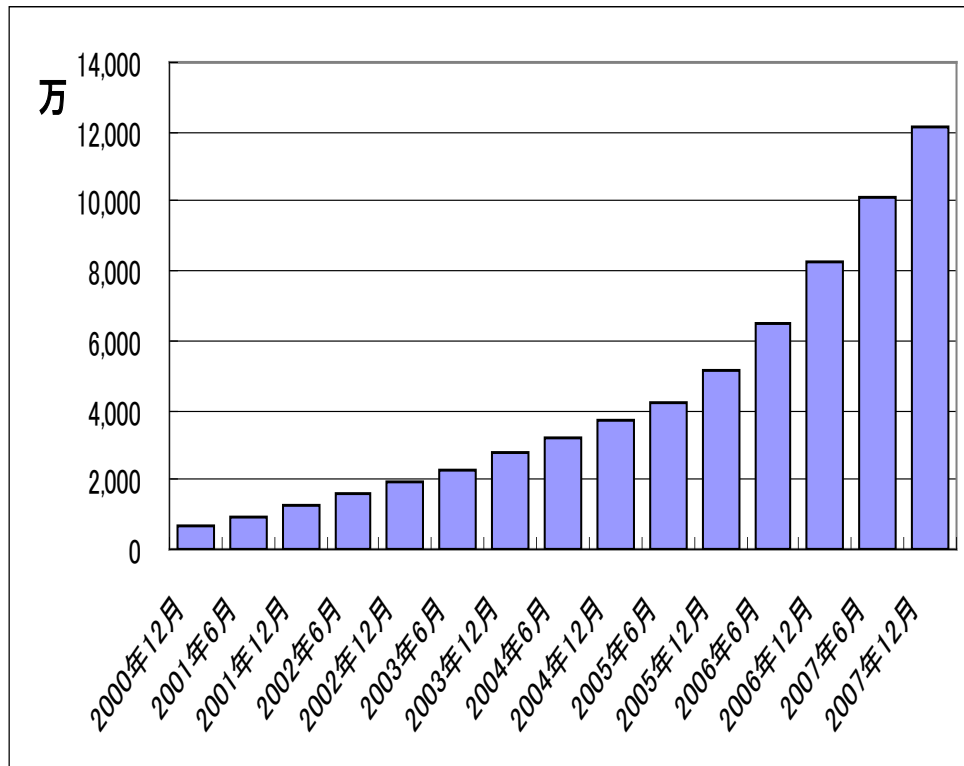
- ←卸売(再販)を利用してブロードバンド接続サービスを提供するISP等が増加と推定。

4 その他(第三次ルール以降のDSL料金の低下傾向の鈍化、ブロードバンド普及率のOECD順位の低下等)

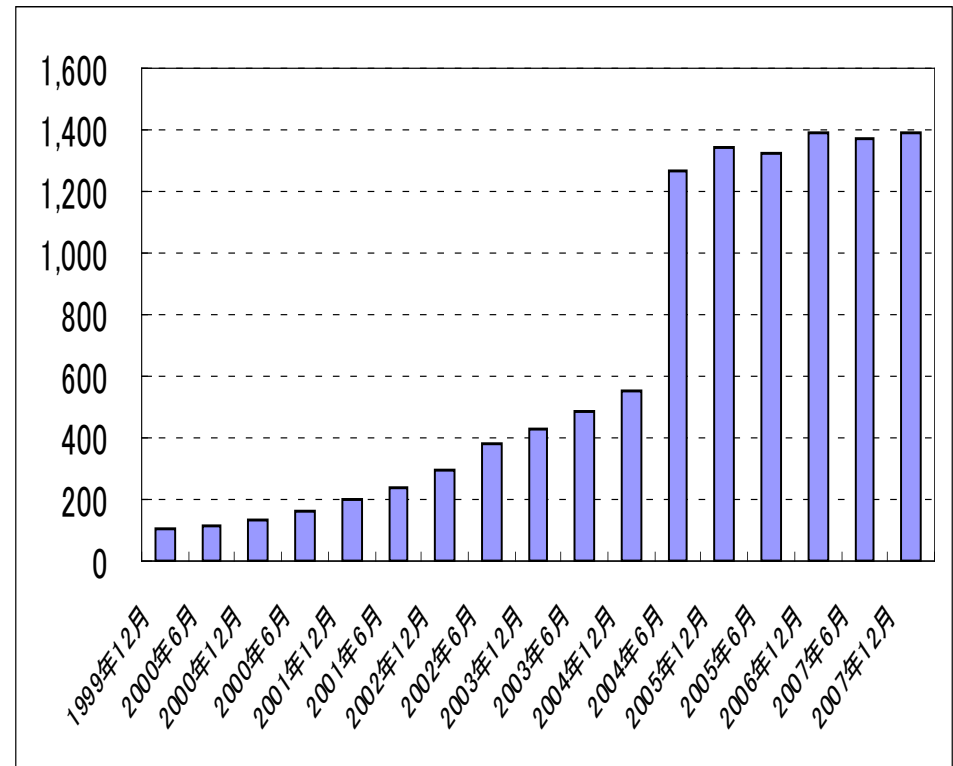
ブロードバンド市場へのインパクト分析1

・第三次ルール以降、ブロードバンド・サービスは急速に普及・拡大。

米国ブロードバンド普及の推移



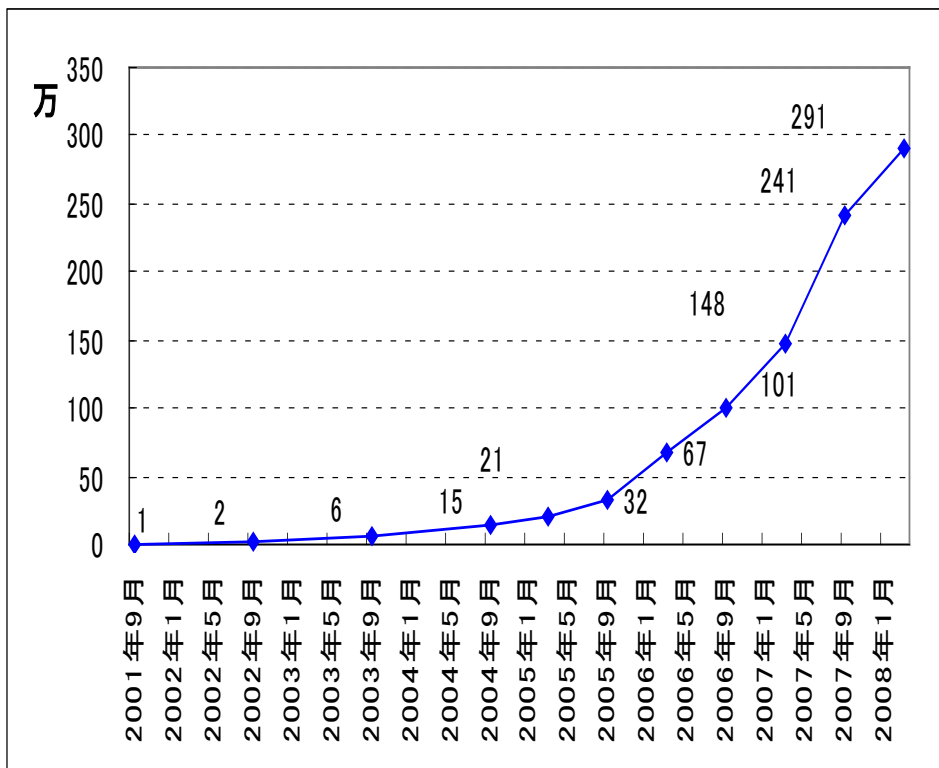
米国ブロードバンド接続事業者数の推移



ブロードバンド市場へのインパクト分析2

・第三次ルール以降、光ファイバ網への投資が拡大し、バンドル型サービスの提供が拡大。

米国光ファイバ・サービス加入世帯数の推移



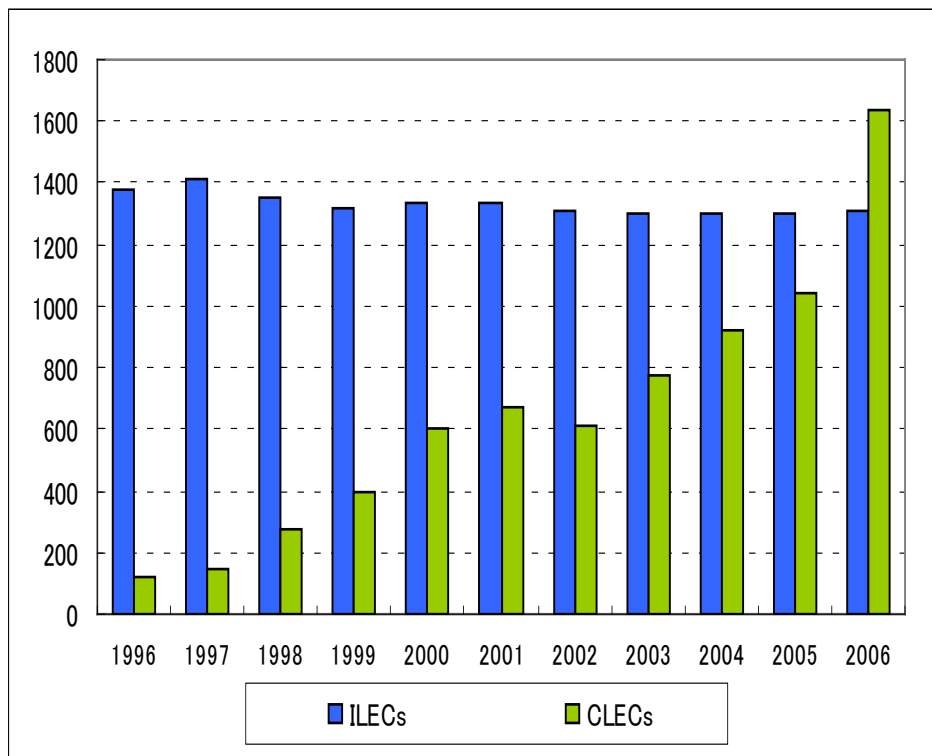
米国トリプルプレイ上位4社の加入者数の比較(2008年第四四半期)

事業社名	ブロードバンド	映像配信	電話サービス
コムキャスト	約1,493万	約2,418万	約647万
タイムワー ナーケーブル	約873万	約1,307万	約378万
AT&T	約1,632万	約105万	約3,084万
ベライゾン	約867万	約192万	約2,096万

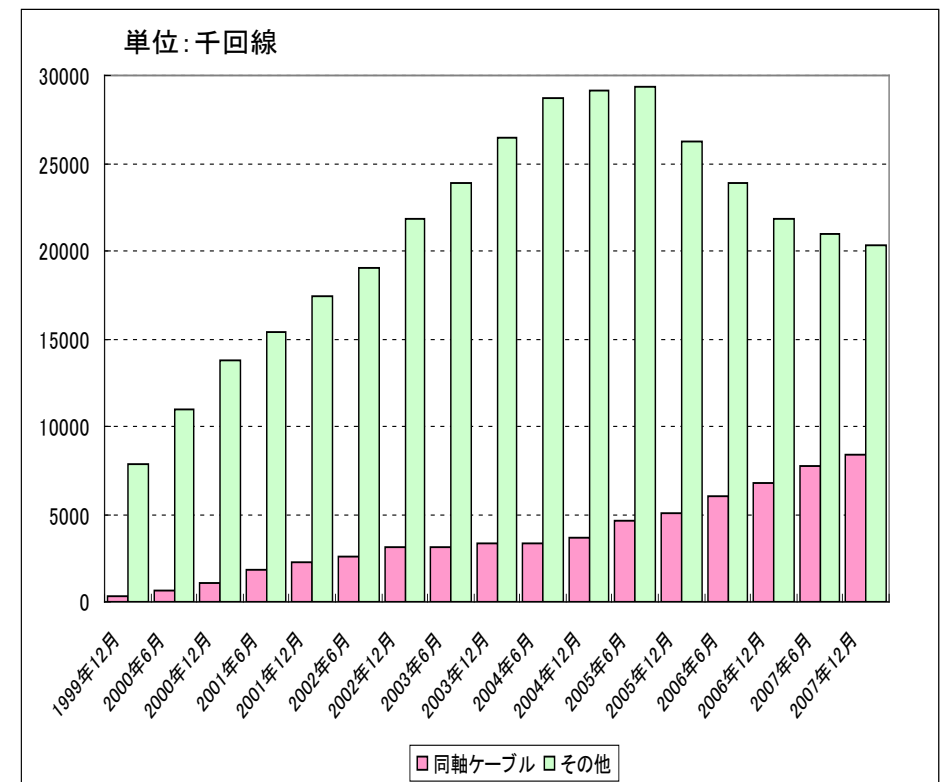
ブロードバンド市場へのインパクト分析3

・第三次ルール以降、CLECの事業者数が増加。

米国通信事業者数の推移



米国CLEC回線数(同軸ケーブル、その他)の推移



総括

米国のアンバンドル・ルールは、4つの時期に大別される度重なる変遷をたどった中で、地域通信市場及びブロードバンド市場の双方に、それぞれ異なるインパクトを付与。

←第三次ルールによる規制緩和の前後がターニングポイント

【地域通信市場】

第三次ルール以降の規制緩和

↓

UNEによるサービス競争から設備競争への転換

↓

事業者の寡占化の進展

【ブロードバンド市場】

第三次ルール以降の規制緩和

↓

・設備競争の拡大

・通信事業者とCATV事業者間の競争の拡大

↓

・光ファイバ網への投資の進展

・バンドル型サービスの提供の拡大

規制の導入の目的に応じた制度設計の重要性、市場環境の変化に応じた制度改革の必要性を示唆。

←規制の制度化の目的とそのタイミングが重要